第百二十一回国会　衆議院　議院運営委員会国会法改正等に関する小委員会議録　第二号

平成三年十月二日（水曜日）

午前十時三十一分開議

出席小委員

小委員長　森　喜朗君

与謝野　馨君　　谷垣　禎一君

額賀福志郎君　　野呂　昭彦君

中川　昭一君　　阿部未喜男君

森井　忠良君　　小林　恒人君

貝沼　次郎君

小委員外の出席者

議院運営委員　東中　光雄君

議院運営委員　伊藤　英成君

事務総長　緒方信一郎君

衆議院法制局第一部長　内田　正文君

本日の会議に付した案件

国会法の一部改正の件

衆議院規則の一部改正の件

○森小委員長　これより国会法改正等に関する小委員会を開会いたします。

国会法の一部改正の件についてでありますが、今回の改正の内容は、衆議院に常任委員会として安全保障委員会を増設し、第百二十二回国会の召集日から施行しようとするものであります。

本件につきましては、長年にわたる重要な課題であり、昭和五十五年に安全保障特別委員会が設置されました後も、その常任委員会への移行について、十数年にわたり、議会制度に関する協議会、議院運営委員会理事会などを中心に真剣な協議が続けられてきたところでありますが、今国会に至り、各党の御努力により合意に至ったものであります。

国会法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○森小委員長　それでは、お手元に配付の案を小委員会の案と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森小委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、本日の議院運営委員会において、国会法の一部改正の件についてのこれまでの経過並びに結果を私から御報告いたしますので、御了承願います。

○森小委員長　また、これに伴う衆議院規則の改正についてでありますが、お手元に配付の案について御協議願いたいと存じます。

衆議院規則の一部を改正する規則案

〔本号末尾に掲載〕

○森小委員長　これより懇談に入ります。

〔午前十時三十二分懇談に入る〕

〔午前十時三十三分懇談を終わる〕

○森小委員長　これにて懇談を閉じます。

それでは、お手元の配付の案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森小委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、衆議院規則の改正は、第百二十二回国会召集日に議決することになります。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十四分散会

国会法の一部を改正する法律案

国会法の一部を改正する法律

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中第十九号を第二十号とし、第十四号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　安全保障委員会

附　則

この法律は、第百二十二回国会の召集の日から施行する。

理　由

衆議院に常任委員会として安全保障委員会を増設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院規則の一部を改正する規則案

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第九十二条第一号1中「事項」を「事項（安全保障会議に関する事項を除く。）」に改め、同号中6を削り、7を6とし、8を7とする。

第九十二条中第十九号を第二十号とし、第十四号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　安全保障委員会　四十人

1　防衛庁の所管に属する事項

2　安全保障会議に関する事項

理　由

国会法の改正により新たに設けられた安全保障委員会の委員の員数及び所管について定める等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

平成三年十月四日印刷　平成三年十月五日発行　衆議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局